

契約担当官  
航空自衛隊第8航空団  
会計隊長 山崎 陽一郎



## 公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

### 記

- 1 入札方式 一般競争入札
- 2 入札日時 令和8年3月3日（火） 10時30分
- 3 入札場所 福岡県築上郡築上町西八田 航空自衛隊築城基地会計隊入札室
- 4 参加資格
  - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当する者でないこと。
  - (2) 令和7・8・9年度の資格結果通知書(全省庁統一資格)で「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、九州地域の競争参加資格を有する者とする。
  - (3) 契約担当官等から、又は防衛省としての指名停止措置を受けている期間中のものでないこと。
    - ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
    - イ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
    - ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。
- 6 保証金 入札保証金 免除  
契約保証金 免除
- 7 契約方法 確定契約
- 8 決定方式 総額決定
- 9 入札の無効 4の参加資格のない者のした入札、又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 10 契約書等作成の有無 有
- 11 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約（請書）条項、役務供給契約（請書）条項及び適用契約条項の関係条項による。
- 12 契約条項を示す場所 航空自衛隊築城基地 会計隊契約班
- 13 入札に付する事項

| 品名（件名）    | 履行場所      | 履行期限      | 適要      |
|-----------|-----------|-----------|---------|
| 泡消火設備薬剤交換 | 航空自衛隊築城基地 | 令和8年3月27日 | 入札書のとおり |

- 14 その他
  - (1) 入札参加希望者は、入札日前日までに電話にて連絡するものとする。  
また、資格審査結果通知書の写しを入札日時の前までに提出すること。
  - (2) 郵便による入札を希望するものは、記録に残る方法を用いて入札日前日までに下記連絡先まで郵送すること。
  - (3) 本書記載事項の詳細、その他不明な点については会計隊契約班に照会のこと。

福岡県築上郡築上町西八田  
航空自衛隊築城基地会計隊契約班 担当：林  
電話 0930-56-1150（内線3522）  
Mail HAYASHI s o s @ i n e t . a c i . m o d . g o . j p





# 委任状

契約担当官  
航空自衛隊第8航空団  
会計隊長 山崎 陽一郎 殿

次の者を代理人と定め、下記事項について委任します。

受任者  
住所  
氏名

---

印

記

泡消火設備薬剤交換の入札の件

令和8年3月3日

委任者(会社名)  
住所  
氏名

---

印

| 航空自衛隊仕様書  |           |              |            |
|---|-----------|--------------|------------|
| 仕様書の番号  | 内容による分類   | 役務仕様書        |            |
| 物品番号  |           | 仕様書番号        |            |
|   |           | 築基LPS-R00043 |            |
| 品名又は件名  | 泡消火設備薬剤交換 | 承認年月日        | 令和8年 2月 6日 |
|   |           | 作成年月日        | 令和8年 2月 6日 |
|   |           | 改正年月日        |            |
|   |           | 作成部隊名        | 施設隊        |
| <p><b>1 総則</b></p> <p><b>適用範囲</b></p> <p>本仕様書は、泡消火薬剤交換について規定する。</p> <p><b>2 役務に関する要求</b></p> <p><b>2.1 役務の内容</b></p> <p>a) 薬剤交換については、薬剤タンク内の消火薬剤を抜取り、新品の消火薬剤を補充するものとする。抜取った薬剤については、契約相手方にて処分するものとする。</p> <p>b) 薬剤交換の際は、充填前にタンク内を洗浄するものとする。</p> <p>c) 薬剤の品質を証明する書類を作成するものとし、詳細は調達要領指定書による。</p> <p><b>2.2 履行場所</b></p> <p>航空自衛隊築城基地とし、細部は調達要領指定書による。</p> <p><b>3 品質保証</b></p> <p><b>3.1 監督</b></p> <p>監督の方法については直接監督方式により作業状況を適時確認する。</p> <p><b>3.2 検査</b></p> <p>a) 検査の方法については直接検査方式及び資料検査方式とし、役務の要求に適合しているか確認する。</p> <p>b) 検査の際に官側の責によらない不具合等が生じた場合は、契約相手方の責任において速やかに手直しを実施し、検査官の再検査を受けるものとする。</p> <p><b>4 一般共通事項</b></p> <p>a) 本仕様書及び図面に明示のない場合、あるいは疑義を生じた場合は、監督官と協議するものとする。</p> <p>b) 契約相手方は、現場代理人を指定し、所定の様式で監督官に通知するものとする。</p> <p>c) 契約相手方は、日程表を提出し、作業の順序及び方法について監督官に承認を受けるものとする。日程表の変更が生じたときは、その都度、監督官の承認を受け、修正しなければならない。</p> <p>d) 契約相手方は、入門に先立ち、所定の様式の名簿を提出し、基地内立入の許可を受けるものとする。</p> |           |              |            |

- e) 本役務中に生じた事故等で契約相手方にその責のある損害については、契約相手方の負担とする。また、建物等に損害を与えないように十分注意するものとし、万一破損させた場合は速やかに監督官に報告し、契約相手方の負担で原状に復帰するものとする。
- f) 本役務に使用する機器及びその他資材等は、使用前に監督官の承認を受けるものとする。
- g) 契約相手方は、現場管理に関して監督官の指示に従うとともに、基地諸規則に従うこと。特に作業関係者の監督、風紀、衛生並びに火災、盗難、その他の事故防止について、責任をもって注意を払わなければならない。

## 5 管理事項

### 5.1 提出書類

契約相手方は、次に示す書類を、監督官が指定する様式で、同じく指定する期日まで提出するものとする。

- a) 現場代理人等通知所及び経歴書
- b) 日程表
- c) 現場作業員名簿
- d) 消防設備士（甲種又は乙種2類及び3類）又は第1種消防設備点検資格者免状（写し）
- e) 着手届，完了通知書，引渡書
- f) 上記以外に要する書類については、その都度監督官が通知するものとする。
- g) 発生材報告書
- h) 役務写真

### 5.2 その他

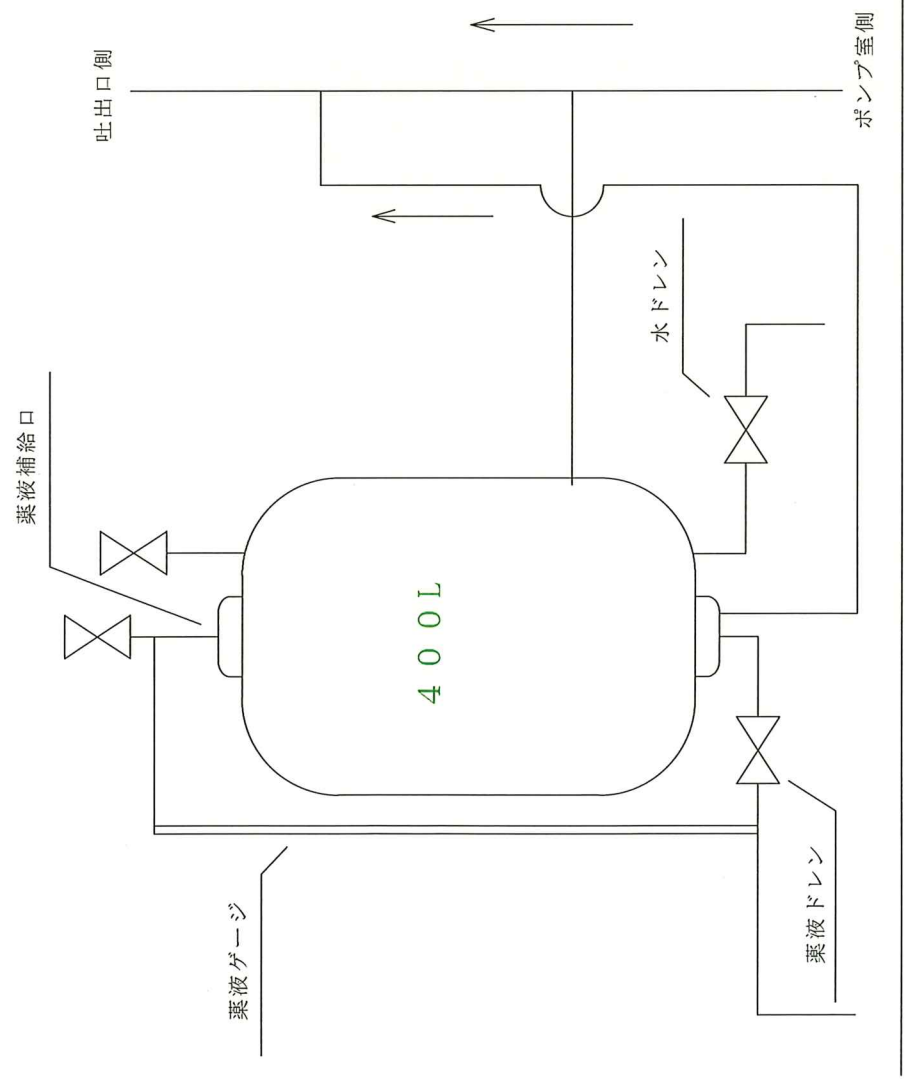
- a) 喫煙については、監督官が指定した場所で行い、作業中の喫煙及び吸い殻の投げ捨て等は厳禁とする。
- b) 休養日、休日及び課業時間外に作業を行う場合は、残業申請書を監督官に提出するものとする。
- c) 役務写真は、材料、作業前・中・後及び監督官が示す写真を作業毎に撮影し、アルバムに整理編集したものを提出する。点検写真の撮影要領は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修“営繕工事写真撮影要領(最新刊)”を標準とする。なお、撮影には、通信機能を有しないデジタルカメラ等で撮影する。
- d) 作業実施場所は常に整理整頓を心がけ、清掃は確実に実施するものとする。
- e) 本役務に係る場所及び監督官が指示した場所以外の地区、通路及び施設に許可なく立ち入ってはならない。
- f) 基地内より電力等を使用する場合は、一週間前までに申請し、メーターを設置する。なお、これに要する費用及び基地内施設より使用した電力等は、契約相手方が支払うものとする。

**6 特記事項**

- a) 作業場所にて消防設備を使用する際は、自動火災報知受信機の処置を実施し、監督官の確認を受け、設備の誤作動防止を行うものとする。
- b) 交換した消火薬剤の処分は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)に基づき適正に処分するものとする。

|   |              |           |
|---|--------------|-----------|
| 調達要領指定書   | 発簡番号         |           |
|   | 調達要求番号       | 監-118号    |
|   | 調達要求年月日      | 令和8年2月17日 |
|   | 作成部隊         | 施設隊       |
|   | 作成年月日        | 令和8年2月6日  |
| 件名  | 泡消火設備薬剤交換    |           |
| 仕様書番号   | 築基LPS-R00043 |           |
| 指定事項については、次のとおりとする。   |              |           |
| <b>2 役務に関する要求</b>   |              |           |
| <b>2.1 役務の内容</b>  |              |           |
| a) 洗浄に使用した薬剤及び廃液についても契約相手方にて処分するものとする。  |              |           |
| b) 充填前の洗浄については、薬剤をタンク容量の10%を使用しタンク内を洗浄し、ポンプ起動による放水及び薬剤混合することにより配管内を洗浄するものとする。                   |              |           |
| c) 交換する薬剤については、泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和50年自治省令第26号）の適応を受けたものとし、数量は800Lとする。なお、タンクの詳細については、別図第1のとおり。 |              |           |
| <b>2.2 履行場所</b>   |              |           |
| 別図第2のとおり。   |              |           |

# タンク詳細図



タンク諸元

|    |                 |
|----|-----------------|
| 型式 | HTTP-400F型      |
| 容量 | 400L            |
| 方式 | プレッシャープロポーションナー |

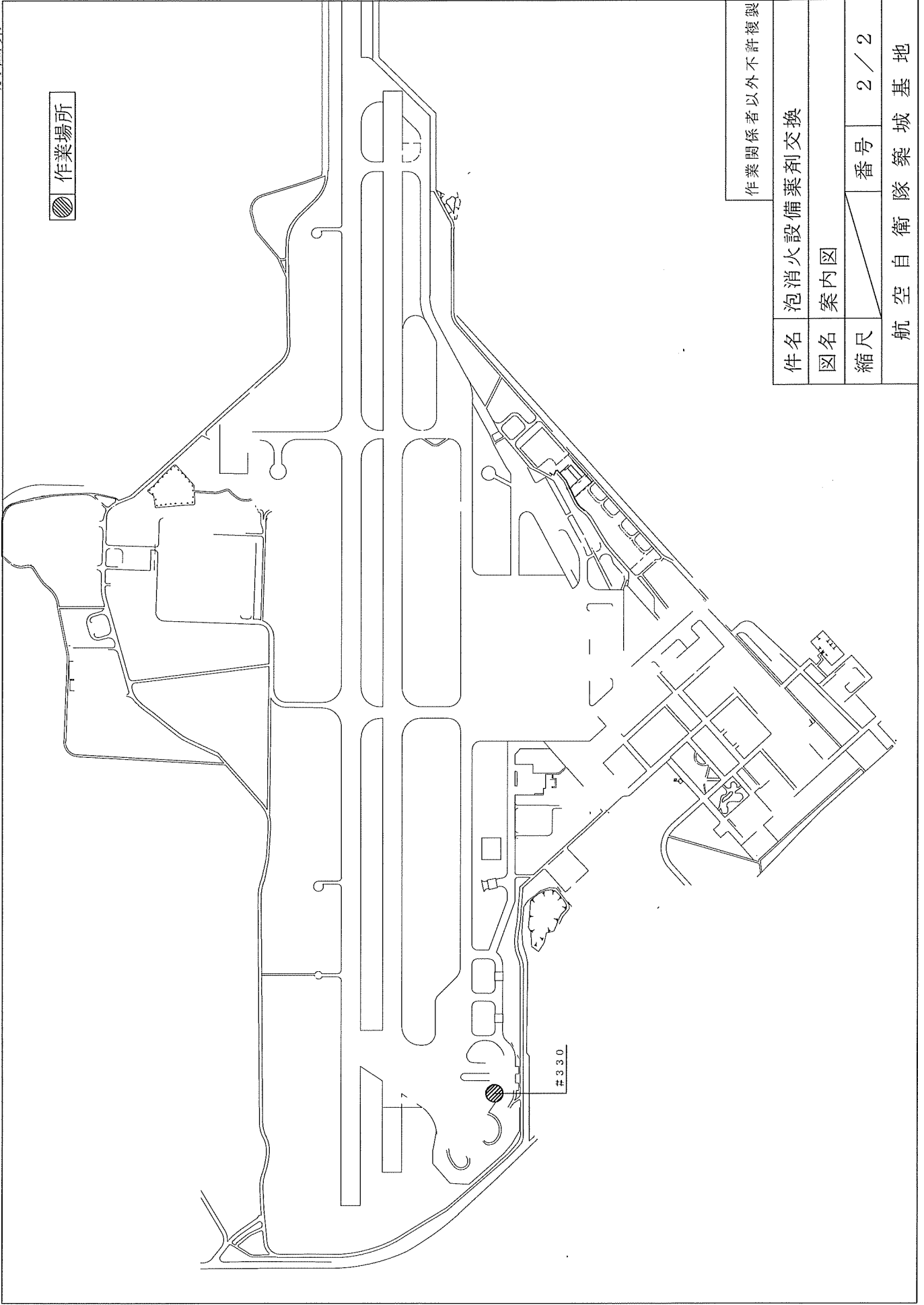
※薬剤交換対象タンクについては、2基 (400L×2基 計：800L)

※既存薬剤 (交換対象薬剤) については下表のとおり。

|      |               |          |
|------|---------------|----------|
| 薬剤種類 | メガフォームF-623T  | DIC(株)   |
| 薬剤型式 | 水成膜泡 (使用濃度3%) | 泡第17~3号- |

|             |           |       |
|-------------|-----------|-------|
| 作業関係者以外不許複製 |           |       |
| 件名          | 泡消火設備薬剤交換 |       |
| 図名          | 配置図       |       |
| 縮尺          | 番号        | 1 / 2 |
| 航空自衛隊築城基地   |           |       |

別図第2



作業関係者以外不許複製

|           |           |       |  |
|-----------|-----------|-------|--|
| 件名        | 泡消火設備薬剤交換 |       |  |
| 図名        | 案内図       |       |  |
| 縮尺        | 番号        | 2 / 2 |  |
| 航空自衛隊築城基地 |           |       |  |